

# 生涯学習認定制度

## 1 目的

本制度は、医療の進歩に即応した広い知識と技能を有する薬剤師が求められる中で、医療の最前線で国民の健康と福祉に貢献できる薬剤師育成のためにその生涯学習を支援することを目的とする。

## 2 組織・運営

本制度の運営と維持にあたるため、東邦大学薬学部臨床薬学研修センターに「認定薬剤師制度委員会」をおき、この制度の運用全般についての管理を行う。また本制度の実行運営のため、「認定薬剤師制度委員会」の中に「研修企画実行委員会」および「認定評価委員会」をおく。「研修企画実行委員会」は研修プログラムの企画、研修会の実行を担う。「認定評価委員会」は毎月1回認定基準に基づき認定薬剤師の認定審査、更新審査を行う。

## 3 研修の区分

- (1) 本校主催研修会
- (2) 他団体主催の研修会、講演会、
- (3) グループ研修
- (4) 自己研修
- (5) 自主的研究(論文・学会発表・研修会演者)
- (6) 学会参加
- (7) その他

## 4 認定取得のための研修単位

### 「単位基準」

研修区分	時間	単 位
集合研修(本学主催) ※1	1.5 時間	1 単位
グループ研修(申告制・レポート) ※2	1 時間	0.5 単位 (1 単位ごとに申告) 1 申請 5 単位まで
自己研修(申告制・レポート) ※3	1 時間	0.25 単位 (1 単位ごとに申告) 1 申請 5 単位まで
自主的研究 ※4 論文発表 原著・総説筆頭著者 学会発表者・研修会演者		2 単位 (論文コピー)
		1 単位 (要旨コピー)
学会参加		1 日 3 単位、上限 9 単位/日

※1 認証機構より認証を受けた研修認定団体(プロバイダー)の研修単位は有効とする。また、その他の団体からの単位については、認定評価委員会が評価し取り扱う。

※2 グループ研修とは、東邦大学薬学部認定薬剤師制度委員会が認定したグループによる研修を意味する。グループとして認定を受けたい場合は、別に定める様式で東邦大学薬学部認定薬剤師制度委員会に申請すること。

※3 自己研修とは、過去本学主催の研修会を記録したビデオ、DVDを閲覧・学習することを意味する。当該ビデオ、DVDを閲覧したい場合は、東邦大学薬学部生涯学習認定制度委員会に申し出ること。

※4 自己研修による単位申請には、レポート(A4サイズ1枚 1,000字程度)を添付の上受講単位認定請求書と併せて東邦大学薬学部生涯学習認定制度委員会に申請すること。

### 「他プロバイダーの単位取得」

- ① 東邦大学薬学部生涯学習認定制度委員会に認定薬剤師の新規、更新のいずれかを申請する場合は、2014年4月1日以降に修得した学習単位については、認定必要単位数のうち本学が主催・共催する事業における受講単位数を50%以上取得すること。
- ② eラーニング学習にて、2011年4月1日以降に修得した学習単位は、認定必要単位数の50%を超えないこととする。

### 「認定取得単位」

4年以内に40単位の取得とする。なお、毎年5単位以上の単位取得が条件である。

### 「更新の単位」

更新には3年間で30単位以上を必要とする。なお毎年5単位以上の単位取得が条件である。

### 「本学主催の研修会」

年10回実施し、1回270分3単位とする。研修会受講料は別に定める。

その他、公開講座、漢方講座等、研修内容により単位を別に定める。

## 5 認定薬剤師の申請

(1)本制度による認定薬剤師を申請するものは次の条件を満たしていなければならない。

- ①日本国の薬剤師免許を取得していること。
- ②本制度の定める規定の研修を修めた者。（＊認定取得用単位基準）

(2)本制度による認定薬剤師を申請する者は、必要書類(申請書・研修記録・履歴書・薬剤師免許証の写し)と認定審査料を認定薬剤師制度委員会に提出する。

## 6 認定薬剤師の認定と更新

(1)認定薬剤師制度委員会は、認定評価を認定評価委員会に委嘱する。

認定評価委員会は提出された申請書類が認定評価基準に適合するか判定する。

認定薬剤師制度委員会はその報告書に基づいて審査し、適格と認めたものに「認定薬剤師証」を発給する。

発給後、申請書類の虚偽記載並びに認定薬剤師としてふさわしくない行為が判明した場合は、認定を取り消すことがある。

(2)認定の更新は3年毎に必要な資格を満たした者に対し所定の手続きを行うことにより与えられる。

(3)出産・育児、入院、海外留学等のやむを得ざる理由により研修が不可能となった場合については、認定申請の際に、証明となる文書等を添えて認定制度委員会事務局に申請すること。

不可能となった期間を延長として認めることがある。(最大1年間) 期間延長中であっても認定資格を有するものとする。

(4)認定審査料(初回)1万円、認定更新料1万円

(5)有効期限

「認定薬剤師証」の有効期限は交付の日より3年とする。

### 付則

この制度は、2006年4月1日よりこれを施行する。

この制度は、一部改正のうえ2011年4月1日よりこれを施行する。

この制度は、一部改正のうえ 2013 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

この制度は、一部改正のうえ 2013 年 6 月 1 日よりこれを施行する。

この制度は、一部改正のうえ 2014 年 4 月 1 日よりこれを施行する。